

## 平成 29 年第 10 回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	平成29年3月22日(水)			午後1時00分から 午後1時30分まで
出席者	委員	西村職務代理、伊田委員、織田委員		
	事務局	井山局長、石田次長、水越担当係長、井澤主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
職務代理	これから平成29年第10回定例会を開会いたします。			
	與川委員長が欠席のため、本日は職務代理の私が定例会の進行を行います。			
局長	議案第7号 在外選挙人名簿の登録について			
	(別紙のとおり、在外選挙人名簿の登録について説明し、決定を受けました。)			
局長	議案第8号 杉並区選挙執行規程の一部改正について			
	(別紙のとおり、杉並区選挙執行規程の一部改正について説明し、決定を受けた。)			
局長	公職選挙法の改正に伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令及び省令が公布・施行されました。これにより候補者が使用する要約筆記者に対する報酬支払が解禁されたため、杉並区選挙執行規程の一部を改正します。併せて、平成29年第1回区議会定例会にて、杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正案が可決・成立したことより、杉並区選挙執行規程の様式の記載を一部改正します。			
織田委員	公職選挙法施行令の改正では、要約筆記のために使用する者に対する報酬額は1人1日につき15,000円以内となっていますが、執行規程は15,000円と定めるのですか。			
局長	執行規程上、都市部である当区では、施行令に準じて15,000円の上限まで支払うことができると規定することを考えています。			
伊田委員	1人1日につき15,000円以内となっていますが、1時間あたりという規定ではないのでしょうか。			
局長	1日につき15,000円以内という規定のみで、時間あたりの額を定めてはいません。			
職務代理	要約筆記者を1日午前・午後で使用した場合は、上限の15,000円			

	を2人で分けるのでしょうか。
法規担当係長	要約筆記者は選挙運動のために使用する事務員に該当するため、例えば
	杉並区議会議員選挙においては、候補者は当該事務員を合計で1日あたり
	最大9人まで使用することができます。1日の午前・午後で別人を使用し
	た場合は、その枠内で2人として捉えることとなります。そして、1人あ
	たりで上限15,000円までの報酬が可能となります。
	報告事項10-1 事務局職員の異動について
局長	(別紙により、事務局職員の異動について説明し、報告した。)
	その他・日程等について
局長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
職務代理	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。